工事請負契約書

第１条　発注者　　　　　（以下「甲」という。）及び浄化槽 工事業者　　　　　（以下「乙」という。）は、横瀬町 浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う浄化槽設置工事に関し、 対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第２条　この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所　　横瀬町大字

工事の期間　　　　　年　月　日 ～ 　　　年　月　日

設置する浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第４条第１項の規定による構造基 準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除 去率90％以上、放流水のＢＯＤが20㎎／l（日間平均値）以下の機能 を有するところ

の、別添図面及び仕様書にかかる浄化槽。

工事の請負代金及び支払方法

金　　　額　　金　　　　　　　　　円

支払方法　　１．現金　　　２．その他（ 　　　　　　　　　）

第３条　乙はこの契約と添付図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を 完成し、契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き替えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第４条　乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第３項に従い、浄化 槽設備士 に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

２　乙は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第５条　乙は、浄化槽法第４条第３項の規定による浄化槽工事の技術上の基準 に従って工事を行わなければならない。

第６条　甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

２　本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第７条　乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第８条　工事の引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第９条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責に任ずる。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第10条　乙は、横瀬町が定める浄化槽設置整備費補助金交付要綱に基づき、 所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第11条 甲は、工事が本契約の規定又は第５条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

２　甲は、浄化槽法第７条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

３　前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第12条　瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後１年以内に行わなければならない。

第13条　次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

（１）第１条に基づく横瀬町浄化槽設置整備費補助金が交付されないこととなったとき。

（２）工事用地に付き、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

２　前項によりこの契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第14条　甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

２　甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害賠償を乙に請求することができる。

第15条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めることとする。

以上の契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

年　　月　　日

甲　（発注者）　住　所

氏　名

乙　（請負者）　住　所

名　称

氏　名

浄化槽工事業登録番号：　　（　　） 第　　号

又は届出番号：　　（　　） 第　　号